

# 熊本大学における組織評価指針

平成19年4月26日  
制 定

(目的)

第1条 この指針は、組織に関する自己点検・評価(以下「組織評価」という。)を通じ、熊本大学(以下「本学」という。)の各学部等における教育研究等の現状と課題を明らかにし、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的とする。

(組織評価の対象)

第2条 組織評価の対象となる組織は、学部、研究科、教育部、研究部、教養教育実施機構、大学院先導機構、学内共同教育研究施設、附属図書館、保健センターその他学長が必要と認める組織とする。

(組織評価の実施)

第3条 組織評価の対象となる組織の長(以下「学部長等」という。)は、当該組織の目的の達成状況について、組織評価を実施する。

2 組織評価は、原則として6年に1回行う。

3 教育研究等について定期的に外部評価を実施している学内共同教育研究施設においては、直近に実施した外部評価をもって組織評価に代えることができるものとする。

4 学部長等は、組織評価の結果を、自己評価書としてまとめ、学長へ報告する。

(組織評価の領域、評価基準等)

第4条 組織評価の領域は、「教育」、「研究」、「管理運営」及び「その他」とする。ただし、「その他」の領域は、「診療」、「教育研究支援」、「社会貢献」、「初等教育」等その組織としての特色ある事項とする。

2 「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 「教育」

評価基準1 教育の目的

評価基準2 教育の実施体制

評価基準3 教員及び教育支援者

評価基準4 学生の受入

評価基準5 教育内容及び方法

評価基準6 教育の成果

評価基準7 学生支援等

評価基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(2) 「研究」

評価基準1 研究の目的

評価基準2 研究の実施体制

評価基準3 研究の成果

(3) 「管理運営」

評価基準1 管理運営の実施体制

評価基準2 施設・設備

3 「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準ごとの評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、別に定める。

4 「その他」の領域に関する組織評価の評価基準、評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、組織の設置目的等に即して、当該組織において定める。

(結果の活用等)

第5条 組織評価の結果は、本学の運営に活用する。

2 自己評価書及び関係資料は、法人評価、認証評価等に活用するとともに、学部等の教育研究等の改善に活用する。

3 組織評価の結果は、刊行物、ウェブページ等を通じて広く社会へ公表する。

(雑則)

第6条 この指針に定めるもののほか、組織評価の実施に関し必要な事項は、大学評価会議が別に定める。

附 則

この指針は、平成19年4月26日から施行する。